

# 十四 仮名遣復古から新仮名遣の

## 改良整理へ (昭和八年六月)

日下部 重太郎

単行本『現代国語思潮』(昭和八年六月)の第一序説の三として書かれたもので、仮名遣い問題の歴史を述べつつ、現代語の標準音を表音的な仮名遣いで表すことの不当でないことを説いたもの。日下部重太郎(一八七六—一九三八)は東京高等師範学校教授。

(一)

歴史的仮名遣 何れの国語も、本来は語音を発音的に表記したものだ。我が国語もやはり同じ事で、本居宣長が古事記伝に説いてある通り、奈良朝前から平安朝の天曆時代までの仮名遣は発音的であつた。時代の推移につれて発音に著しい変遷が出来て、言葉の本体である発音と仮名の因襲的表記との間に差異を生じたものが、歴史的仮名遣とも古典的仮名遣とも呼ばれてゐるのだ。

音便仮名遣 世界の或国々では後世に国語の綴字の大刷新を行つたが、それほど無くても、一般に国語の綴字は、多少と

も古典的綴字の変更を免れない。我が国語においても、天曆時代以後には目立つて発音的仮名遣が加味されてゐる。例へば「笄」は本は髮搔、であり、仮名では「かみがき」と綴つた。倭名抄に「加美賀岐」と明記してある。その語音が變じて「かうがい」となると、源氏物語などにその通り「かうがい」と書いてある。この類は国学者が正常な音便仮名遣として承認してゐるものだ。倭名抄などの「かはほり」(蝙蝠)を拾玉集などに「かうもり」と書き、万葉集などの「加賀布流」即ち「かがふる」(被る、蒙る)を土佐日記や宇津保物語などに「かうぶる」(名義抄によつて「ぶ」が濁音であること明かだ)と書いてあるのも、同類の音便仮名遣だ。ところで、その後更に語音が變じて、「かうがい」を「こうがい」といひ、「かうもり」を「こうもり」といひ、「かうぶる」を「こうむる」といふやうになつた。これも音便であるはずなのに、これらは別に転呼音と呼ばれ、発音では正当とされてゐるが、仮名遣としては許さてゐない。(尤も「こうむる」の「む」の如きは承認されている。)こゝにおいて音便仮名遣といふ至極調法な安全弁はその機能を失ひ、仮名遣はぱつたり行きづまつてゐる。実に惜しむべき事だ。

(二)

定家仮名遣 平安朝の中ごろから鎌倉時代に至つては、段々と古典的仮名遣が確実に知られ難くなつて、古典的仮名遣が正しく行はれ難くなつたことは、大矢博士の仮名遣及仮名字体

沿革史料などを見ても明かである。そこで、当時の国語研究の代行ともいふべき伝統的歌学びの道において、迷ひ易い部分の仮名遣の手引を必要とするに至り、歌道の権威たる定家卿の校閲を得たといふ「定家仮名遣」が出来た。それは或部分の仮名遣であり、独断的ながらも、多少は当時の発音を考慮した仮名遣であつた。「定家仮名遣」は歌道を中心として連歌や俳句や文章の中に行はれて、江戸時代にまで世に用ひられてゐた。兼好や宗祇や芭蕉や近松の如き文学者の自筆物またはその伝写物を見れば、それは歴然たる事だ。

仮名遣復古

古典的仮名遣の紛乱をなげいて顕正復古の旗を挙げたのは、古典に明かな契沖の和字正濫抄である。今日から観れば、契沖の説の正しいことは明かだが、その時の世の中は直ぐに之になびいて来なかつた。その後には賀茂・本居らの国学者が起る時に至つて、契沖の説が国学者に是認され、補正され、段々と世の中に復古的仮名遣が弘まるやうになつた。仮名遣の顕正復古の事は、古典を学び、歌道を修め、擬古文を作り、又は国語学を研究する人達の必ず成さねばならぬ事である。契沖を始め国語諸先哲の我が国語における功業は、実に偉いものであり、大いに敬謝すべきである。

(三)

国語教育と仮名遣

明治政府が新に国民教育を創めた時に、当局者は国語本位で教育を施す方針を立て、小学校にも国文法が課

せられたのである。その国語といふのは文語であり、仮名遣は古典的のものを用ひた。これは時に取つて当然の事であつた。なぜかといふに、当時はまだ現代語が興らず、国語学は幼稚であり、従つて標準語・標準音の研究調査の出来てゐない時であつたから、政府は江戸時代の国語諸先哲が研究整理して置いた古典的仮名遣で文語を以て国語教育統一の標準としたのは、時に取つて適當であり、已むを得ない事だつたらである。

発音的仮名遣

しかしながら仮名遣は本来発音的であり、時代の推移につれて発音的に改修されるのが適當である。現代の国語学と新教育とが段々と進んで来て、国民教育のため、また広く国民文化のため、発音的仮名遣で口語を以て国語教育を統一し国語を發展させようといふ思潮の起り来つたのは、当然の趨勢と認めるべきだ。果然明治十一年の頃千葉師範学校長那珂通世氏は、国語の学習を平易にするため、文部省発行の単語図や連語図などにおいて、動詞の語尾の外の仮名遣は、之を発音的に改めて教授することを試みた。明治十四五年には仮名説の諸団体が起り、十六年には「かなのくわい」の大同団結となり、その中の「ゆきのぶ」は発音的仮名遣で仮名文を綴ることを主張し、「ぶんのかきかた」といふ取定書を發表した。十九年発行の末松謙澄氏著「日本文章論」にも、発音的仮名遣に改めることを適當とし、欧文沿革考を参考とした。

二十六年前後に国語教育の振興に努めた井上毅文相の「梧陰存稿」にも、字音仮名遣の不必要を説いてある。二十八年に上田万年氏は欧洲諸国の綴字改良論を紹介して、我が国の仮名遣問題を刺戟した。三十二年に帝国教育会の内に設けられた国字改良部の仮名調査部においては、従来の仮名遣をやめて一切発音のままに写すやうにと議定した。この問題は、段々と文政の当局者を動かした。

## (四)

文部省の字音  
仮名遣改定

さて明治政府が仮名遣改定の実行の端を開いたのは、三十三年八月山県内閣の樺山文相の下に沢柳普通学務局長の時、小学校令施行規則で以て字音仮名遣を発音的に改めたことである。その要点は、長音を書くのに「こー」「きゅー」の如く長音符を用ひ、拗音の仮名を「きゃ」「きゅ」「きょ」の如く右によせて小さく書き、「ゐ・ゑ・を・ぢ・づ」を「い・え・お・じ・ず」に合併した事である。この改定に対しては、賛成論者の中にも、字音仮名遣と国語仮名遣との關係において、方法上の不備を認めたのである。それで賛否の両論者が教育方面を始として盛に起つた。高等師範学校では伊沢校長が諸教官に調査をさせて、三十四年に同校「尋常小学校国語科実施方法要領」を発表し、その中に、口語文においては字音語のみならず国音語にも新令の仮名遣を適用することとした。

文部省の仮名遣  
全体改定の提案

文部省は世論のやかましいのに反省して、三十八年桂内閣の久保田文相の時に、国語仮名遣改定案と字音仮名遣改修案とを作り、之について高等教育会議を始として教育方面に諮問した。本案は、口語にも文語にも適用し、大体は発音的で、長音符を用ひるけれども、用言の語尾だけには「う」を用ひる事にした。また本案に添へた別案は、本案よりは保守的な所を持つてゐた。諮問に対して、府県師範学校六十校からの答申の大半は、本案賛成二十四校、別案賛成二十四校、改定再調希望四校、改定延期希望三校、改定不可二校、等であつた。帝国教育会は、用言の語尾にも長音符を用ひ、改定仮名遣は口語文に適用するのを本則とし、文語の作文にも許容するといふ修正附の賛成。国語調査会は長音表記に「あ」「い」「う」の三種を用ひ、拗音表記の「や」「ゆ」「よ」も促音表記の「つ」も小さく書きわけず、「ゆー」「きゅー」等の表記を「いう」「きう」等とし助詞の「は」「へ」を保存する事等の保守的修正を加へ、口語だけに適用する事として賛成。高等教育会議は、なほ慎重な研究を要するとして決定を延期したのである。

臨時名仮遣  
調査委員会

三十九年に内閣がかはり、西園寺内閣の牧野文相は、国語調査委員会の答申を原案として高等教育会議に諮問して賛成を得たが、保守の反対意見が起つたので、四十一年五月文部省に臨時仮名遣調査委員会を設け、新に仮名遣

改定案を作つて之を諮問した。本案では、字音仮名遣は大体発音的で、長音を「おう」「きよう」「ゆう」の例に、ウ列拗音の長音を「きう」「しう」の例に、「ゐ・ゑ・を」「い・え・お」に改め、国語仮名遣は語尾活用と助詞との旧仮名遣を保存し、その外は字音仮名遣と等しく発音的に改めようとした。さうして新旧両仮名遣を並び行はせて自然の淘汰に一任し、新仮名遣の許容といふことで仮名遣問題を解決したいといふ意向を示した。さうして賛否両方の委員らの論戦が継続された。

字音仮名遣改定廃止と世論

その論戦中、四十一年七月に内閣がかはり、第二次桂内閣の小松原文相は、九月に小学校令施行規則中の新字音仮名遣等を削除し、十二月に調査未了のまま臨時国語調査委員会を廃止した。八年間実施の新字音仮名遣が、調査修正の態度に出られないで、突然と委員会共に廃止されたので、教育方面を始め世論がやかましく起つた。文部省は、仮名遣は時勢の進歩につれて整理すべきことは勿論だから、なほ慎重な研究を積んで目的を達するはずだと訓令し、又さらに、字音仮名遣のため学習を難渋にし児童を苦しめないやう、繩墨に拘泥せず、便宜に平易な仮名遣を許容して教授せよと訓令した。即ち、仮名遣問題を復旧で打切としないで、文部省はこの問題を将来に解決すべく公約したのだ。

(五)

臨時国語調査会の仮名遣改定案

姑息の処置によつて仮名遣問題が宿題と

されたので、国語教授上の不安に堪へず、大正三年四月帝国教育会主催の全国小学校教員会議において、小学校では歴史の仮名遣を廃して発音的仮名遣を用ひることを可決して、之を文部大臣に建議した。同年十月教育調査会は、教育の内容改善について、国語国字国文を平易にすることを調査するため、有力な機関を設けるやう文部大臣に建議した。大正五年六月から文部省内で保科孝一氏主任となつて国語調査の事が始められ、十年六月原内閣の中橋文相の時に、文部省に臨時国語調査会が設けられ、同会の三大調査事項の一として仮名遣の整理改良に着手された。十三年十二月に至つて同会は、仮名遣改定案を可決した。その凡例は、

一、本案ハ大体東京語ノ発音ニヨリ、ナオ地方ニオケル

モノヲ考慮シテ整理シタノデアル。

二、本案ハ主トシテ現代文(口語・文語)ニ適用スル。

三、固有名詞オヨビソノ他特殊ナ事情ノアルモノハ、シ

バラク従前ノ通トスル。タゞシナルベク本案ノ仮名

遣ニヨル。

四、外国語ノ表記ハ別ニ定メル。

本案は、これまで幾度か試みられた幾多の改定案を参酌して出来たものである。その要点は、長音表記に「あ」「い」「う」の三種を用ひ、拗音表記の「や」「ゆ」「よ」と促音表記の「つ」とは右側下に小さく書き(特別の場合には小さく書かないでも

可い)、「ゆー」「きゅー」等の表記を「ゆう」「きゅう」等とし、「銀杏・学校・法被」の表記を「ぎんなん」「がっこう」「はっぴ」等とし、従前の「ゐ・ゑ・を・ぢ・づ・くわ・ぐわ」の仮名遣は「い・え・お・じ・ず・か・が」と書くことである。

しかしながら、改定期に善処する趣意を以て、本案は助詞の「は」「へ」「を」を保存する事とし、更に昭和六年五月に「じ」「ぢ」「ず」「づ」の用ひ方に一部分の特例を追加することを可決した。その特例とは、二語の連合で生じた「はなぢ」(鼻血)「みかづき」(二日月)「さるぢえ」(猿智慧)「はぢゃや」(葉茶屋)の如き、同音の連呼で生じた「ぢぢみ」(縮)「つづみ」(鼓)の如き、異音で濁る「地」「治」の二つの「ぢ」は、元のまゝとする事である。

歴史的仮名遣の尊重

そも／＼臨時国語調査会設置の趣旨が、普通の国語に関する事項を調査する事にあるからには、仮名遣改定案は之を古典にまで及ぼすべきでなく、古典研究においては十分に歴史的仮名遣を尊重すべきは無論の事である。さうして国語の辞書や仮名遣書においては、必要に応じて古今の有らゆる仮名遣を明記して対照すべきである。仮名遣の改定といふ事に往々誤解が有つて、甚だしきは古典の仮名遣を根絶するかの如き杞憂を抱く人があるやうだ。とんでも無いことだ。我等は飽くまでも古典的即ち歴史的仮名遣を尊重するのみならず、更に従来の疑問仮名遣をも研究して、諸先哲の

未造詣の所にも達するやうに努めねばならぬ。

(六)

音便仮名遣の拡張

もし仮名遣改定といふ声がむくつけくきこえるなら、余輩は寧ろ国学者風のやさしい称へを以て、音便仮名遣のひろまりといふことで、仮名遣問題を解決したいと考へる。前代の発音的仮名遣即ち後世からいふ歴史的仮名遣と、その後著しく語音の変化したものととの間の差異を見て、従来国語を説く人が何と云つて之を説明してゐるか。それは「音便」「連声」または「転呼音」といふ事である。その定義を尋ねると、

一、音便とは、二音を連呼するとき発音の便に随つて音を変ずるもの。例へば、「書きて」を「書いて」「宜しく」を「宜しう」「読みて」を「読んで」「取りて」を「取つて」といふ類。

二、連声とは、前にある鼻音又は促音に連れて転呼するもの。例へば「因縁」を「いんねん」「三位」を「さむみ」「出来」を「しゅつたい」といふ類。

三、転呼音とは、或仮名の音を他の仮名の音に転呼するもの。例へば、「粟」を「あわ」「鯉」を「こい」「吸ふ」を「すう」「家」を「いえ」「顔」を「かお」「井戸」を「いど」「杖」を「つえ」「終る」を「おわる」「王子」を「おうじ」

「今日」を「きよう」「鯨」を「くじら」「鶉」を「うずら」「喧嘩」を「けんか」「願書」を「がんしょ」といふ類。

右の三種の分類の定義は実に不分明である。「音便」の定義を発音の便に随ひ音を変へて言ふこととすれば、広く「連声」をも「転呼音」をも包含し得るわけである。それなのに、狭義の「音便」と「連声」との仮名遣は、凡そ国学者を始め一般に承認されてゐるけれども、「転呼音」といはれるものは、僅少の例を除く外は、まだ多くは承認されてゐない。いかにも偏頗な承認と謂はば謂はれる事で、一方を承認して他方を承認しないといふ絶対の理由は立たないのだ。もし語原の立場から「転呼音」の仮名遣を拒否するとすれば、狭義の「音便」の仮名遣をも不可とすべき理づめになる。

転呼音の仮名遣の承諾

畢竟、問題の発音的仮名遣は音便の仮名遣の拡張と認識すべきものだ。その拡張といふのは、広義の音便として「転呼音」の仮名遣をも承認する道を開き、仮名遣の行きづまりを打開することだ。しかし、之を承認するのには、適當の機関によつて調査し整理されることを要する。臨時国語調査会の仮名遣改定案は、保守的熱心家から好かれてゐないが、また発音的仮名遣の熱心家からも、姑息な案として余り喜ばれてゐないやうだ。何分にも数多の委員によつて査定されたのだから、或熱心家が単独に考へるやうに成らなかつたことが推察される。しかし真に将来の国語のためを思へば、

今後においても、修正すべき事項が認められれば、当然修正されるであらうし、又さうされることを切望する。

真の仮名遣復古

回顧すれば、明治の新国民教育が始められてから二十年近くまでは、文語体で国語教授を行つたのだが、文運の進歩は、遂に現代帝都の東京語を標準とし、主として口語体で国語教授を行ふ勢となつて今日に至つた。実に盛なるかなだ。思ふに明治の初期に古典的仮名遣を国民教育に採用したのは、形式的に王朝の仮名遣を復興させたのだ。王朝の国文は言文一致の発音的仮名遣であつたが、後世から見ると、文語の古典的仮名遣となつてゐる。だから形式的に古典的仮名遣を復興させることは、かへつて古典の本質にかなはない。真に本質的に精神的に古典的仮名遣を復興させるのは、現代の標準語を発音的仮名遣で記すことである。現代の国語とその教育に目ざめた人々が、国民教育を始として現代語の発音的仮名遣を主張し、その主張が段々勢力を増大しつゝあるのは当然の事だ。

## 十五 国語問題の根本觀念——国語

調査に対する回顧と憂慮——(抄)

(昭和十四年十一月)

新 村 出

昭和十四年五月二十八日の京都帝国大学国文学会の講演速記に補訂を加え、『国語国文』(昭和十四年十一月号)に発表されたもので、仮名遣い問題その他の国語問題を解決する場合の五か条の綱領を提示したものである。ここには、その後半の大部分を収録した。なお、省略した前半の部分では、それまでの国語問題の歴史を回顧しつつ、文字のことよりも国語そのものを大切にすべきであるという考え方の上に立つて、国語調査委員会や当面の国語審議会の審議の方針や人的組織などについて批判的な感想を述べている。新村出(一八七六—一九六七)は言語学者で、京都帝国大学教授、『言苑』『辞苑』『広辞苑』などの編者。国語調査委員会補助委員、国語審議会委員。

(前略)

さう云ふやうなわけで、最近一二月を経過したのであります。一言すれば、抑も其の出発点が間違つて居る。この仮

名遣の問題にしても国語の問題にしても之を一つの教育上の便宜問題、印刷上の便宜問題と云ふ風にのみ考へて出発したのであります。無論教育も大いなる事業である。我々も之を忘れてはならない、少しも之を閑却してはならないことは無論であります。印刷を敏活にする、印刷の能力を高める、即ち、印刷の費用や印刷の時間労力などを節減すると云ふことも決して忘れてよいことではないのであります。それより以上の大に尊いものがあるのではないか、そこに思ひ至らなければならぬのであります。よし教育的技術の上に於て困ることがあるかもしれぬ、或は教授の時間がかゝるかもしれぬ。教授の労力が非常に加はるかもしれぬ。従つて教育の費用が若干増すと云ふことがあるかもしれぬ。卒業の年限が遅れると云ふやうなことがあるかもしれぬ。併しながら日本の国民の将来の教養の為に唯この簡易、簡便と云ふ主義で国語問題を処理すると云ふことは、国家百年の、否千年の大計を誤ることになりはしないかと云ふことが憂慮されるのであります。

それで文部省の首脳部、むしろこの国語審議の首脳部と云ひますか、その指導者の指導精神、首脳部の指導するところの精神と云ふものが全然違つて居る。即ち便宜主義、能率本位で定めよう。少しも伝統の破壊と云ふやうなことを考へない。例を動もすれば欧米諸国に取る。併しながら欧米諸国の

綴字の改良論は日本の仮名づかひ問題などとは如何に相違して居るか云ふことには全く想ひ到らないのであります。又その国々の文化の歴史等に付ては毫も顧慮しない、唯文字仮名遣の結果だけを知つて、かう云ふ綴りであつたのをかう云ふ風に簡単にしたと云ふ風にそれだけの径路と結果だけをつかまへて、諸外国に於ける実例かくの如しと簡単に説いて居るのであります。一例を取つて云ひますならばフランスのアカデミーが綴字法の問題に付て、又言葉の統制に付て、かやうかやうに発表したなんと云ふやうなことを報告し發表して居るのであります。フランスの国語の統制なんと云ふものは今日国語調査委員会とか、国語審議会とか文部省の指導者等のやり方とは違つて全く伝統主義の立場に立つて国語の純潔、浄化、美化を図つて居るのであります。国語を本当に愛する態度の表明に外ならないのであります。決して単に国語を簡便にするとか、平易にするとか云ふ一方から出發して居るのではない。時としてかう云ふ一字を一つ略する方が簡便だなど云ふ論もありませうが、その出發点は伝統主義的であつて決して能率本位的ではないのであります。フランスのアカデミーは丁度今から三百年ばかり前にドイツの二三州に於て創立せられました国語会或は国語協会と云ふもののやうな方であるとか、其の十七世紀の初期乃至中期から以後のものであります。その前世紀即ち十六世紀イタリーのフィレン

ツェで起りましたアカデミーでも、矢張り国語の醇化、美化、イタリア語の伝統保存或はラテン語との歴史的関係連絡などに立脚して起つたところの国語的の学士院でありまして、決して能率本位簡単に教育しやういことを専らとして進んだ学会や委員会ではなかつたのであります。我国に於て異国のさう云ふ結果だけを直ちに色々の文献で紹介して、説の主張を力づけようとするやうな態度が以前から今日に至る迄も絶えないのを、私は非常に遺憾に考へてをるのであります。況や文字と云ふものは発音に伴はなければならぬと考へる考へ方は、常に當を得た考へとは申されませぬ。又綴方、若しくは仮名遣と云ふものは発音に追従しなければならぬものと云ふことを最初の出発点として議論をして居る人が往々あります。是は昭和六年の国語協会で出版した保科孝一君の『仮名遣改訂要義』と云ふ著述の上にも、仮名遣改訂の理由の第一に、発音と文字は一致すべきものだ云ふ表題で話を進めて居られるやうなので、一般を推すことが出来るのであります。が、かう云ふことを申し上げますと云ふと言語学の歴史のおさらひをしたり、音声学の發達した径路をお話ししたりするやうなことになるから申上げませぬが、一部の人は言語学と云ふものはそれぞれの国語を簡便にする為の學問だと云ふやうな誤解が余程古くからあるやうであります。だから言語学と云ふものは言語の本質とか歴史とか云ふやうな



ものを究めたり、比較研究を尽くしたりするものだと考へるよりは、むしろ国語の改良の参考の爲の学問だと云ふやうな考へ方で言語を講述したり或は主として斯学問をさう云ふ方へ利用したりして居る向が従来多々あつたのであります。是非は非常な誤解であります。この誤解は今日も尚ほ行はれて居る笑ふべき誤解であるのであります。昨年東京で創立された日本言語学会と云ふものが組織せられました時にも、かう云ふ国語運動国語改定運動の現はれだと誤解を受けたことがあつたので推察されるのであります。

この『日本文学大辞典』の「国語調査事業」と云ふ条項にも、私共が明治三十二三年頃に東京帝大の言語学界の諸先輩の協力によつて言語学会を起したのであります。その言語学会を起し「言語学雑誌」を発行したことが矢張りこの国語調査の爲であり、又国語の簡易化と云ふやうなことにつくす一つの方法に過ぎなかつたやうな誤解を持つて書いてあるのであります。さう云ふ風に言語学と云ふものが誤解されて居る。尤も西洋の言語学者の中にも、その綴字の改良とか発音式綴字を行ふとか、或は万国共通のエスペラント式のもの発明するとか云ふ方に言語学を利用したものは往々あつたのであります。言語学そのものは其の国語改良、国語簡易化の、綴字簡易化の道具でないことは、こゝであまり多く云ふ必要はないと思ふのであります。

それから文字問題等を取扱ふ時に、支那ですら既に今日は音標文字を使はんとして居る其の運動が盛だとか、或は盛に略字を使ふやうな傾向にあるとか一部に現れた幾等か革新的な仄きがありますと云ふと、それが非常に全局的に互つて有力であるかの如く、いはゆる将来性があるやうな風に速断して、すぐ之を日本の方でさう云ふ他国の例を有力に考へるやうな態度が屢々あります。さう云ふ外国の実例は、本当の実例かどうか疑はしい類例でありまして、十分突きとめて研究をしなければならぬのであります。軽々に我が国の国語運動に有利にしようと云ふ風な向が古くもあつたし今も尚ほ行はれて居るのは戒めなければなりません。例へばトルコであるアラビヤ式の文字を廃めてローマ字式にしたと云ふやうなことを聞き及ぶのであります。

ケマルパシャがトルコの文字を改良したと云ふことに付ては、今遽にその結果を判断しにくい。別の方面からききますと、色々の困難な欠点等が百出して、一利を導いたが爲に百害が生じて居ると云ふことがあるので、トルコの国でも困つて居るやうに見えるのと云ふやうなことを承つたのであります。が、其の内に有力な識者に尋ねても見たいと思つて居ります。唯其向の新聞雑誌や報告書かにかう云ふことが現れますと云ふと、すぐそれをよい模範のやうにして我国に行はうとすると云ふやうなことが色んな場合に現はれてゐることは非

常に遺憾と致します。私はその国々の国語の歴史、国字の歴史、或は国民精神文化の歴史、国民教育教養の歴史と云ふものをよく明めた上でなければ文字の改良が成功したとか失敗したとか、成功の緒に着いたとか、或は益々盛であつてだんだん進んで居るとか、或は挫折して居るとか、さう云ふやうな成敗利鈍を議することは早計ではないかと思ひます。唯末端的、末梢的のことを捉へて少しも其の国の国体とか国語の歴史とか、精神文化史と云ふやうなことを知らないで、軽々しくかう云ふことを論議企図するのは早計極まる非学術的な態度だと思ふのであります。況や仮名遣法と綴字法とを混同して綴字法の改良と云ふことが欧米諸国のこれこれの国で、これこれの場合に行はれたと云ふことを幾多の例を挙げて説かれて居るのであります。仮名遣法と、綴字法とは非常に違ふ。若し日本で仮名のみで書いて漢字を使はないならば固定した仮名文のみであるならば其の仮名文の中の字音仮名でも、国語の仮名でも改良すると云ふことがあれば、それは西洋の綴字法と同一でありませうけれども、日本では全然さうでない。是は日本の文字組織から来るのであつて、この複雑性其のものは甚だ困る問題であります。併しながら是はかう云ふ風になつたのでありますから、之を幾等かつつ簡便化しなければならぬと云ふ心掛は持つて居てもよいのでありますけれども、是は漢字を排斥するとか何とか云ふ風

に一足飛びの考へと申してはならないことは申す迄もない。だから私はこのパンフレットの小著の内には漢字の浮動性と云つて置いたのであります。その時の都合で漢字を使ひましても何かの都合で外の仮名にすぐ代へることも出来るし、漢字のすぐ後へ仮名を送仮名として付けるやうな風になつたりなんかしますからして、日本の仮名遣と云ふものも又漢字遣と云ふものも、どちらも浮動性を有するものであつて固定性を持たない。転換更迭自在なものであつて西洋のやうに固定した綴字法と云ふものはない。それで術語で申しまするならば視覚上の固定性と云ふものはない。心理学的の言葉を使ふならば所謂視覚上の像、イメージ即ちビルドと云ふものは日本では多くの場合に於て保ち得ないものである。忽にして漢字、忽にして仮名、更迭自在に出来て居る。この更迭自在性と云ふものは決していゝとは云はれませぬ。併しながらかう云ふ風に運命づけられて今日に至り、或る点に於ては我々は其の弁護にも躊躇しませぬが、一般的に云ひますと決して是が最優良とは云へませぬ。併しながらかう云ふものが實際行はれて居る以上は我々は之を運命として甘受して、その範囲内に於て最もよい方法を考へなければならぬと私は思ふのであります。況や字の間隔を置かないで、くつつけでのべつに書いて居りますから目に与へる印象と云ふものは西洋文字とはかなり違ふ。

それから仮名は音節文字であつて、ローマ字のやうなアルファベットでございせんから、*ch* の *h* をとつて *t* を保存して居るやうな場合をとりますと、日本で「たう」が「とう」になり、「せう」が「しやう」と云ふ風になつたり「しよう」と云ふ風になつたりする所の此の全体的な変化といふものと、西洋に於てほんの一部分のものの変化と同日の談ではない。中には共通のものもあります。例へば *through* とか *thought* とかの *gh* をなくするとか或は *night* の *gh* を除いたりするやうな変革などは吾々の方のシラブルを本位にして、全一字をそれから滅却してしまふやうな場合と可なり似た点があります。従つて彼れの綴字法の改訂といふものと、日本の仮名遣ひの改訂といふものとは、可なり違つた所のものが多し。だから彼れに於て簡単にし遂げたものも、我に於ては非常な困難が伴ふ。現在の吾々の精神的に持つて居る所の、目で抑へて居る所の姿を全然失ふやうな結果になることが我国に於ては非常に多いと考へなければならぬ。それを、日本の仮名遣ひの改良と云ふことを西洋の綴字法の改良と云ふことと結び付けて、西洋にかう云ふことがあつた。だから日本でもかう云ふ風にしなければならぬと云ふやうに持つて来ることが確に比倫を失つて居ると謂はなければならぬのであります。此のことも余り詳しくは申上げません。

次に教育上に即して此の仮名遣ひ問題を申上げますなら

ば、明治三十三年以来、教育上の必要からのみ此の問題を考察して、教科書の編纂の上がどうか、教科書の検定の上がどうか云ふことにひたすら立脚して此の問題を簡単に扱はうとすることがまあ常套手段であり、さう云ふ主義のみで論を進めて居るのが常であつたのであります。これを日本の全体的な文化主義から考察した場合といふものは極めて寥々たるもので、少しも其の声が聞えない訳ではありませぬが、主として此の仮名遣ひ問題は教育上の必要と云ふ方からのみ力説して他を顧みないやうな跡が今日依然としてあるのであります。

これでも又もや歴史的回顧をしたいのであります。前に遡つて考へて見ますと、すべてこれら国語問題の根本方針は、明治初期に於きまして旧物破壊、伝統破壊といふやうな主義の余弊から出て居るものであつて、明治の初年、即ち十年代、二十年代の初め位までは相当其の必要もありましたでせうし、一応はさう云ふ態度に出ることも文化の歴史上の意味から諒としてもよいだらうと思はれます。即ち種々の国語問題の根本精神の誤は明治三十年頃までに至る欧化主義全盛時代に育まれた思想の名残であつて、それに捉はれてそれを脱却することの出来ない先進者或は吾々の同輩者又吾々の後輩者が皆同一思想の余弊を持つて居るものであります。今の時世の思想が総てが総てよいものでありますまい。けれども

上から発せられて吾々に授けらるゝ指導精神と云ふやうなことを熟考して見ましても、殊に此の最近数年といふものは、明治の初期以来伝へ来つた思想上の種々の余弊といふものを反省して、それを清算して、国語問題につきましても新しい考と云ふよりも寧ろ昔の大本の考に立返つて総てのことを考へなければならぬのではないかと思ひます。これは一時的のことであつてはならないので長き過去の過ちを悔い改め清算して、さうして新しいのでない本来の考に立戻つて、我が何千年前から今日に伝へた所の国語の本源を意識して、其の下に幾分の歴史的根拠に立つた所の改良をすると云ふことは必要でありませうが、併しながら言語が物質的のものではなく、文字が単純なる物質的なものでない限りは、飛行機とか或は自動車とか、交通運輸の文明の利器とか、或はまた建築物とか、吾々の衣服とか飲食物とか云ふやうな物質的なものと同じやうに国語や国字を考へてはならないのであつて、どこまでもその伝統を一貫尊重し、千古の上から万世の後までも此の伝統の根幹を傷つけてはならないものだと私は信じて疑はないのであります。多少の不便、——多少所でない、少からざる不便もありませうが此の不便は此の伝統を保存すると云ふ上に於て忍んで行かなければならぬと思ひます。伝統主義と合理主義との対立対峙とがあります場合、どちらを取らむと云ふことに迷つた時に於ては精神的である場合には決

然として伝統の一路に向つて進まなければならぬものではないかと考へるのであります。明治の初年以來行はれた所の唯物論的な合理主義から云へば別であります。精神的に国語国字の問題を考へます時にはどうしても伝統保存と云ふ所に立脚して行かなければならないのであります。国語国字も無論国際関係や民族階級発展と云ふことに連関しても考へなければならぬのであります。併しながら往年とは違つて今日はインターナシヨナリズムでなくて、ナシヨナリズムで互ひに争つて居る時代であります。此の風潮は茲十年二十年三十年で容易に変化しようと思ひませんし、又長く国民国家が互に相對立して、さうして已むを得ざる場合の戦争と希望する所の平和とが両相交錯して進む以上は、国を立てて居る以上はどうしても国際協調主義を第一義的に立てて行くべきでなくして、国家主義で推行すべきものだらうと云ふことは、私が政治家なぞの真似をして言ふ必要もない位、皆様が能くお分りのことであらうと思ひます。

所が国語を今度はアジア大陸満洲及び支那その他の海外四方八方へ發展させる上に於ては文字を簡易にしなければならぬ、或は仮名遣ひを簡単にしなければ国語の發展にならないといふやうな、自分の方へ都合の好いやうな風に導いて、さうして国語の海外發展の必要から仮名遣ひ問題を解決するとか云ふやうな御時勢の波に便乗するやうな徒が多少ないで

はないやうでありますが、これの如きは本末を弁へない考へ方であつて、之に向つて多くの言辭を費して攻撃する必要もないやうな幼稚な考であると思ひます。

尚ほ私は二元対立主義でなくして、主従的關係の二元主義といふものを持つて居るのでありますが、かう云ふ上から又文字問題を論じて見たいと思ふのでありますが、時間も段段乏しくなつて参りましたから其の辺のことは端折つて置きます。

それから私は特に仮名遣ひの問題のみならず、一般の國語の問題にしても種々の場合に不可分主義といふものを私の信条と致して居るのであります。全体主義といふことを能く世間で思想問題としてなり或は社会問題、国家問題として云ふやうでありますが、私の所謂全体主義とでもいふものはそれらの政治家や思想家の所謂全体主義なるものとは違ふのであります。私は一種の全体主義的な考を國語國字の上を持つて居るのであります。と云ふのは、仮名遣ひはこれは將來の國民の爲であると云つてこれから將來ある所の少壯國民の爲に、既に我物として覚えて居る、把握して居る中年老年の國民をして忍ばしめなければならぬと云つて、ひたすら百年の大計とか將來の爲だとか云ふやうなことを云つて、既に熟慮して居るものを犠牲にせんとする考があるのであります。私は既成者と未成者と、既熟者と未熟者と隔離してしま

ふと云ふことは宜しくない。將來ある人のことも我々は考へなければならぬけれども、現に成立つて居る組織といふものを其の爲に犠牲にし其の爲に破壊すると云ふことがあつてはならない。総てこれは既成者、未成者、幼少年も中老年も孰れも一体になつて此の問題を考へなければならぬ。所が漢字の問題でもさうであつたのでありますが、それはどうも学校の爲には仕方がないといふやうな考へ方があつたのであります。かう云ふ風になつたならば、將來益々漢字がゴチャゴチャに乱れて困ると申しましたら、小学校の児童なんかまあ略字を覚える、佛と云ふ字も仏と書いたり、國と云ふ字は国とか國の字を書く、そんなことは小学生や中学生には仕方がないと云ふことを聞かされた。それが抑も間違であります。

先年もちよつとローマ字問題のときに英語學者に私が警告を加へたことがありました。ローマ字綴方の改良なんか、あれはほんの一部分の人であつて英語學者に關係しない、英語學者は依然として昔のヘボン式の綴字を用ゐてよいと云ふ風に云つて高みの見物をして居つたのであります。それはいけないと私共警告したにも拘らず、段々英語學者が教授上不便の結果にもなつたやうなこともあるので、これも將來ある未成者と既に現在ある所の既成者と截然分けると云ふことは概念的には出来ることではありますが事実上はこれは出来ない

ことであります。それから歌をやるとか俳句をやるとか昔の文学を味はふと云ふのはこれは極く少数者であつて、一般大衆は言語文字を今日の目前のことに使へばよいから其の爲に仮名遣ひに煩はされるのは無益の話だ、かう云ふ論があります。これに対して私は先月も小委員会で力説しました。決して吾々は昔の漢学者のやうに衆愚、なんと云う風に大衆に対して今日の時世でそんな不遜な語を云う者があらうとは思はない。無論、吾々の期する所は衆賢を得るにあるが、よしや少数の賢しき人々教養の高い、比較的少数者たる人々であつても、それらの少賢に引きずられて大衆が益々向上してゆくことが望ましいのであります。少賢者は敢へて自ら選良とか何とか云つて自惚れて居るものではありませんまいけれども、動ともすれば衆愚と云ふ方へ落ちて行かうとするのを少賢は少しでも引っぱり上げて其の教養を高めるやうに心懸けなければならぬのであります。国語国字のことは民衆的のものだ、歌を作つたり俳句をやつたり古文学を味はつたり古典を了解したりするのは極く少数だから、そんな人のことを考へなくてもよいと云ふことを文化人の首脳部の者は考へてはならないのであります。そこに於ても大衆者、少数者、これらの二者は不可分と考へる。民衆も教養を高め、少数者も民衆と隔絶して独り自ら高うして頑張つてはならないのであります。こちらの持つて居る精神的のものを、持たざる人に与へ

て、さうしてこつちから抱擁するだけの雅量を持つて欲しいと吾々は考へます。仮名遣ひの問題に就ても、歌なんかを作るのは大宮人の亜流であつてそんな暢気な連中はどうでもよいと云ふ考があるのであります。私は我が敷島の道は世界無比の大衆的民族的なものであつて、これはギリシヤの昔に行つてもフランスの現代に行きましてもドイツの近世に行きましても、日本に生れた和歌俳句のやうなものを民衆化して居る土地は外にはないと私は思ひます。又立派な叙事詩、叙情詩其の外の象徴詩なども西洋諸国にあつて、日本の未だ及ばざる点のあることは誰しも承知して居りまするけれども、量的の一面から云つて、歌とか俳句とかいふものを創作鑑賞する能力、其の文芸的の価値の如何は兎も角として、その能力が発現して大衆化して居る文学としては世界に無比なることは私が多説することを要しまいと思ひます。さう云う場合に於て発音通りに書く、これも一つの遣り方でありませうが、これも上は『万葉集』、『記』、『紀』の歌、『古今』、『三代集』から『新古今』とかずつと近代の諸名歌、降つては明治以後の諸名歌など、これから研究する上に於て、たゞ書き表はしたらばよい、「へ」の字も「え」の字とすればそれで分る、それでも歌の価値には響かないではないかといふやうな風に、吾々の時代よりも以前のもの、将来のものと隔離してしまふと云ふことは私どもは忍び難いのであります。此の日本の文化の

歴史、国語の歴史色々の点を知つて居る以上は、他国はどんなに綴字法を改良なさうがどうしようが御勝手である、トルコが多少伝統のあつたアラビヤ系統の文字をやめて、ローマ字系統の文字にしようとするならば御勝手である、支那は恐らく出来すまいと思ひますが、それも他国は勝手次第であるが、我国に於てはさう云ふ風に古今を隔絶すると云ふやうなことはない。吾々は既熟者、未熟者が不可分でありたいと同じやうに、古も今も将来も過現未通じて之を一貫したる同じ緒に繋いで置きたい。私はかう云う念願を有つて居るのであります。此の為に種々の犠牲も起るでありませう、教育上負担が重いか、教員諸君が教へ方に非常に困るとか云ふやうなことはありませうけれども、それらは大局の為に忍ばなければならぬと思ふのであります。

それから字音の仮名ならばいゝぢやないか、これは外国からの仮り物だ、かう云ふ論があるのであります。併しながら日本の文化は専ら日本の精神のよさから出発して居るので、決して外国の援助に依つて日本の精神が育化したものとは思ひませぬけれども、支那の文化を取入れて日本の文化が弥が上によくなつたと云ふことは吾々言つても差支ないかと思ひます。それに就て多くの弁を費す必要もございませぬ。支那文学から得た日本の国文学の発展と云ふことは私が喋々の弁を費すまでもなく、皆様よく御承知の通りであります。

す。さう云ふ意味に於て私は国文と漢文といふものは相提携して進むべきもので、国文学者も漢文を能くやり、漢文学者も国文を能く理解するやうにあらねばならぬことは古今の実例の如くだと思つて居るのであります。それは扱て措き、文学の歴史、文化の歴史、學術の歴史から云つて、字音と国語といふものとは、概念的に、或は語源的に區別は出来ませぬけれども、吾々の精神生活言語文学の生活の上に於きまして両方不可分の状態になつてをります。況んや宛字なんといふものは果して宛字なるや宛字ならざるや分らないものが多々あるのであります。宛字と見ればこれを字音の方へ入れるか或は国語の方へ入れるか極めにくいものも多々あります。研究の結果、これを宛字であつて漢語だといふやうな向も多々分つて来ますが、實際研究しても分らないものも多々ある訳であります。結局字音的のものと本来国語的のものと錯綜してこれは不可分のものとなつてをります。本来過去三百年來或は少くも明治以來這入つた欧米の文化要素、其の中へ這入つて来た所の外来語といふやうなものも非常に遠き将来に於ては兎も角も、さう云ふ外来的のものと、第一次的に支那から来た、又支那を通して這入つた印度のものなどと同じやうに考へてはならないと思ひます。量的に見ましても質的に見ましても歴史的に見ましてもそれは別に考へるべきであらうと思ひます。さう云ふ点に於て私は仮名づかひ問題に於

て字音と国語との関連に関しては不可分主義を取つてをります。字音だからまあえゝぢやないかと云ふ所の俗論から、今度は先づ字音の方から着手しようなどと云ふのですが、私は字音でもいけないと云ふことで反対をし来つて居るのであります。必ずや字音で成功すれば直ぐ国語に及ぶので数歩前で之を喰ひ止めて置く必要があるのであらう、と私は思ふので、字音でもいけない、無論中には改良してもよかりさうな場合もあるのでありますが、原則的に云つて此の字音と国語とを分けることはいけないと云つて反対をして居るのであります。

それから基準論とか運用論は先刻簡単に述べましたが、これは教授上の手加減、教育者の緩急弁別論なんかに入るので、これを稍々細かく申しますと時間を取りますから申しませんが、唯今日或は明治以後の教育界に於て最も遺憾と思ふのは、何か難しいことがあると、難しいことをやつても駄目だと最初から諦めてしまひ、それを守らせるには多少難しさを伴ふけれども、それを如何にして有効に教へて行かうかと云ふことを考へないで、これは難しいから簡単にしようとか云ふ方へ一步を進めて、研究もしないで直ぐ根本的原則的のものを改めようといふやうな気短かな主義が教育界に行はれて居るのであります。私も狭義な国語教育者ではございませんけれども、明治三十三年以後どの位小学校の教員大会或は

各府県の教育大会、全国の教育者総会などから漢字の制限とか或は仮名遣の発音化とか云ふやうなことを文部大臣等に向つて度々建議されたか知つてをります。けれどもこれらの教員諸君の難しいと考へられることには非常に同情をさゝげて居るのであつて、私共も子供を育て、現に孫を小学校に入れたり、またこれから入れんとしたら、どの位漢字や仮名遣ひのことで教えることが困難であり、親をも泣かせて居るか云ふことを、まざまざ経験してをりまする以上は、小学校の色んな智能の程度の差のある児童を教へて居らるゝ教員諸君には同情の念は非常に深いのであります。併しながらそれ以上に尊いものを吾々考へるものでありますから、どうか仮名遣ひの教へ方とか或は漢字の教へ方とかいふものも小学校時代に於て求めることは無理でありますから、文部省の国語の調査会とか審議会と云ふ所の主脳部で、幾多東西諸地方の国語国文或は漢字の研究者を動員して、さうしてさう云ふ方面に力を注いで研究を進めて戴きたいと思つてをります。既に日本學術振興会に対しても漢字の教授法に就て考へて貰ひたいと云ふことを云つたことがあるのであります。之が直ちに実現に移らうとは考へられませんが、兎も角も日本の教育界の余弊は、何か面倒なことがあるとそれを排斥するが然らずんば引摺られて、さうしてやさしうしようしようとして、其のうち或るものは已むを得ないこととして、



多数のものは、方法に依つて補ひ得られる余地が多々あると思ふのであります。それも物質主義、能率本位からのみ解決すれば何でもないかも知れませんが之を伝統主義的に考へますると非常に間違つて居る、かう思ふのであります。

最後に私は将来の国語問題は、次に挙ぐるが如き五ヶ条の綱領を確立してそれを厳守し、其の厳守の範圍内に於て歴史的攻究を尽す必要があれば、諸外国との比較対照なども根本的に考究して、さうして差支なき限り部分的に改善の途を講ずると云ふやうにありたい。此の五箇条の綱領と申すのは、私が平素考へて居る処のものを書き並べて見たら、偶然五倫、五常の道なんと云ふ五の数に一致したのであります。初めから五にしようと思つて五にした訳でないので、自然やつて居るうちに五箇条になつてしまつたのであります。

で私は国語問題の処理としては、第一に、国語の伝統を尊重して基準の厳正を守ると共に運用の簡易を図るべし。これは一見矛盾して居るやうに思ひます。それは氷炭相容れず、水火相容れないのでないか、さう私等平生考へて居るのであります。成る程理論の上に於ては相容れないけれども、實際の上に於ては吾々日本人は西洋人共の考へ方と違ひ、矛盾を統一したり矛盾を打開したりする所の考へ方を持つて居る。純理上矛盾したからと云つて実行上不可能ではないと思ふ。かう云ふ一見矛盾と見るべきことも私は「両全」と云

ふ道が発見せられはしないか。我が日本の場合に當つては、純理的の学問は別であります。かう云ふ国家的の、歴史的の因縁のあるものを解決する時に於ては、西洋風の考へ方で之を解決すると云ふことは無理で、日本風の考へ方をする為に戻つて行かなければならぬと思ふので、私は伝統を尊重して基準の厳正を守ると共に運用の簡易を図るべしと云ふのを第一の綱領にした。

それから第二には、言語其のものの教育及び練習を重要視すべし、日常の言葉遣ひであるとか、かう云ふ演壇にある場合、或は演芸の場合にしても或はラヂオ放送の場合にしても、学校ならば大中小学校の教壇上の講義であれ、或は議政壇上であれば議員の言葉、総て言語其のものの教育及練習を重要視すべし。私共日本人は概して言葉が拙いのです。言語の学問をやつて居りながら拙い。と云ふのは、吾々時分の古い人間は作文、今で謂ふ所の綴方などの練習はさせられる。私は字も至つて拙うございますけれども、それでも習字と云ふことをさせられる。けれども我が国語の発音練習、文法の練習——それは文法の教科書を授けて四段活がどうか、上一段活がどうか、さう云ふ暗記本位の練習でなくして、實際吾々の言葉遣の運用といふものは教へられない。これから将来は段々耳や口を尊重する所の言語教育といふものが行はれて来ませうし、又現在も私共よりは皆さんの方がお上手だ

らうと云ふことを信じてをりますが、私自身の言葉遣ひの下  
手なのは過去に吾々が与へられた言語教育の欠点だと思ふの  
で、これは恕して貰はねばならぬと思ひます。

第三には、仮名交り体——漢字交り体と云ふ方がよいのか  
もしれぬ——仮名交り体、若しくは漢字交り体といふものを  
本格的の文字組織として永久にこれが保存発達を期すべし。  
少し根本的の革新家が出て来ますと能率本位からして、もう  
漢字といふものをやつたつてあれは駄目だ、あれは無用なも  
のであるから漢字は廃めて、仮名にしなればいけないとい  
か、或は一足飛びにローマ字にしなればいけないとか、世  
界の競争場裏に立つ為にはあゝ云ふ古臭いものをやつて居て  
は駄目だとか云ふ方へ行くやうであります。さう云ふやうな  
ことも或時には文部大臣が、さう云ふやうなことを力説して  
反対を買うたりするやうなことがあるのでありますが、さう  
云ふやうなことはもうこれから廃めて貰ひたい。併しながら  
漢字、仮名と云ふ二元的のもので主従とか、本副とか、或は  
主客の或は本末ともいふべきけぢめを置いて、仮名を本位に  
して、漢字も相当に交せて使ふ所の仮名本位の文体にして、  
仮名交り若しくは漢字交りの文体といふものを本格的のもの  
として之を永久に守つて行きたい。右書き左書きなどと云ふ  
ことは附けたりの問題でありますが、時間の都合上今日はそ  
れには言及致しません。

第四には、漢字を保存整理し、又漢文体の利用を怠らざる  
べし。漢字の説明法だとか或は漢字字引の革新とか何とか云  
ふことは考へてよいのであります。これも私の伝統主義的の  
国語観から云へば直ぐお分りになつて下さるだらうと思ひま  
す。

第五には、ローマ字を以て補助文字とする以上は其の使用  
範囲を拡張しないこと。即ちローマ字をどこまでも補助的の  
文字として本格的の文字としない。私はローマ字の調査委員  
会に於て伝統的の旧文字を使用することを主張しましたが、  
之も多勢に無勢、数人对二十余名で負けてしまひ、日本式合  
理的の文字になつたのであります。無論日本式ローマ字の方  
が合理的であることは疑ひません。併しながら伝統的のヘボ  
ン式というふものを尊重して、私もいまだに Shimamura と  
云ふ風を書いて居るのであります。日本式ローマ字の合理  
性といふものは、是は認めない訳に行かない。それはまあちよ  
つと余談であります。兎も角もローマ字は一つの補助文  
字たるに過ぎない。それ以上跋扈せしめてはいけない、なる  
べく其の使用の範囲を限定すべし、とかう申すのであります。  
かう云ふまあ五箇条の主義綱領を堅持して、此の範囲内に  
於て仮名遣ひの改訂とか、或は漢字の整理とかローマ字の利  
用とか云ふことはするがよいが、其の範囲を踰えない、此の規  
を踰えないやうに、国語法の憲法のやうなものを制定して、

将来此の範囲内に於て色々の施設を、文部省の図書局なり、又国語審議会なり、民間種々の団体なりですべきものであつて、これに就ては唯一片の常識論や何かではいけない。国語の深い造詣なり、又国語の古典文学、現代文学、韻文となく散文となく、又日本に限らず支那となく又西洋となく、本末を失はない範囲内に於て、内外の区別を設けつゝ、本當の學問、本當の教養を少数から多数へ推して、さうして我が国語國字を愛し護つて行くやうにしたい。今国語の愛護とか何とか云つてをりますが吾々はをかしいと思ふ。少しも国語を愛する人でもない、唯能率を高め簡便にすると云ふことからさう云ふことが国語の愛護の道だと心得て居るやうな間違つた者が跋扈して居るのは甚だ遺憾千万に思ふのであります。

(後略)

(昭和十四年五月二十八日 京都帝国大学国文学会演述速記十月七日訂了)

## 十六 字音仮名遣問題

(昭和十五年五月)

藤村 作

『国語問題と英語科問題』(昭和十五年五月)に掲載されたもので、歴史的な仮名遣いを尊重する立場から、字音仮名遣い問題を解決する方法を考察したもの。藤村作(一八七五—一九五三)は国文学者で、東京帝国大学教授。国語審議会委員。

国語仮名遣を大体発音式に改定したいといふ、臨時国語調査会案には、世間に賛否が相半ばしてゐるやうに思ふ。従つてその実現性は頗る乏しい。併し字音仮名遣に限つては、これを発音式に改定したいといふことには、大体異議は甚だ少いやうに見られる。併しそれも十分に調査研究を遂げた上に立てた意見は少く、単に言語学の理論に立つか、又単に便宜主義に立つかに止つてをり、或は初等教育上といふ社会一局部の見地から立てた意見が多いやうに思はれる。教育上についてこの問題の歴史を見ると、明治三十三年に小学校令改正の際に、字音仮名遣を発音式に改めることになつたが、その実施の結果、字音仮名遣と国語仮名遣との間の区別がつきにくい

といふ点から、社会の非難があつた。これに鑑みて、明治四十一年文部省訓令を以て、これを再びもとの歴史仮名遣に復した。併しこの時文部省は

省令改正の結果、字音仮名遣は小学校に於ても他の学校に於けるが如く、古来慣用の例に依るべく、教科用図書亦之に依りて編纂せらるべし。然れども、字音仮名遣の為徒に国語の学習を難渋にし、児童の心身を過勞せしむるが如きは、務めて之を避けざるべからざるを以て、敢て繩墨に拘泥するを要せず、便宜従前の仮名遣を許容する等取捨その宜しきに従ひ、適當の教授を施さんことを要す。

と示してあるので、実は教授上字音仮名遣だけは発音式でも差支ないといふことになつてゐるのである。併し未だ発音式なものが正式の字音仮名遣と国家に認められてはゐないので、教授の実際上では往々迷つてゐる形で、問題として依然今日に残つて来てゐる。

小学国語読本には、歴史的な字音仮名遣を歴史的国語仮名遣と共に採用してをり、これに対して臨時国語調査会は発音式に近い一つの案を発表してゐるので、實際教育者は、以上の歴史と、教授上の便宜主義とから、一方ではどうせ将来は発音式なものになるであらう、それが進歩的な考へ方であるといふやうな考を持つと共に、又一方には小学国語読本に歴史的な字音仮名遣が採用されてゐる以上、飽くまでもこれに依るべ

きであるといふ考もあつて、その間の取扱に困つてゐるといふのが実状であらう。

この問題は独り学校に於ける国語教授上の問題ではない、社会に於ける国語表記法の問題でもあるから、これが解決を計るには、社会と教育界との両方面に眼を配ることが必要である。単に児童学習上の便宜といふことばかりから解決されてよいものではない。そこで余は社会と学校とに果してこれが改定の要があるか、又発音式なものにして、果して便宜であるか否かについて、新に考へ直して見たいとおもふ。

単に言語学上の理論的抽象論としてならば、歴史的字音仮名遣には不便、困難があり、これを発音式なものに改めることに依つて、その不便困難は余程救はれるといふことは、余りに明かであるといへる。併し長い伝統を有して、それで莫大な過去の文献が記されて来てゐる以上、實際上多くの不便困難が感ぜられてゐなければ、これを強ひて改めることがよいとは思はれない。むしろ多少の不便困難はあらうとも、これを忍ぶ外はないとせねばならぬ。故にこの問題を議するに當つては、その不便困難が何処に存し、どれだけの多数者がそれを感じてゐるか、又どれほど甚だしいものであるか、さうしてこれを発音式に改定する結果の良好なるべき見込が立つかどうかといふやうな点が、十分に考慮された上で、著手さるべきことであつて、単なる言語学上の抽象論や、少数者の不便の為に

解決すべきものでない。義務教育を修了して社会に立つところの男女が、現に字音仮名遣について甚だ多くの誤謬を繰返したり、又その為に大に不便困難を感じてゐるか否かを考へて見よう。義務教育を受けて修了したものは、少くとも臨時国語調査会案の常用漢字の数或はそれ以上の漢字を習得してゐる。その中の幾パーセントかは多くの人に忘れられてゐるであらうが、相当数は記憶され、又それらが彼等の實際生活中の必要な漢字であることに疑はない。ところが漢字の習得者についていへば、字音仮名遣は漢字の中に摂取されて、一旦漢字を習得したのものには、殆どその字音仮名遣は必要性を失つてしまふものである。それで、多数の義務教育修了者は、字音仮名遣についてはさしたる不便困難を感じてゐない。感ずるにしても稀なる機会に過ぎないのである。これは書く、記す方についていふので、読む方では固より一向に不便困難を感じてゐないといつてよいのである。

以上は、一般多数者についていふのであるが、特殊な少数者の例外はある。さうしてそれはどれだけの数に上るかを見ると、字音仮名遣に平常不便困難を感じてゐる特殊の人としては、印刷屋、新聞社等の校正係が思ひ出される。それから大衆的な読物の筆者、作者が思ひ出される、即ちルビ付きの原稿を書く職業の人達である。併しこれも社会の多数人の中にあつては極めて少数に止まるのである。殊に近頃の通俗読物

の印刷をなすところには、ルビ附の活字を準備してあるから、その少数者の不便困難も、幾分軽減されてゐるのである。

以上に依つて、書く方に就いて、實際上字音仮名遣の不便困難を社会方面に求めると、殆ど問題とするに足りないのである。それで改定するにしても、少数者の便宜の為の改定といふことになるのであるから、この方面では改定の必要は甚だ微弱であると断ぜざるを得ない。

次に、読む方に移つて考へてみよう。「かふふ」と仮名書きにして、「コーフ」と読み、「テフ」と仮名書きして「チヨウ」と読むの類の字音仮名遣は一通り困難である。併しこれはさういふ仮名書きのみの場合のことで、世間の実際ではかういふことは甚だ稀である。「甲府」と漢字が添へてあつたり、甲府と漢字で書いてそれにかふふと振仮名してある場合、「蝶」の漢字にテフと振仮名してある場合であると、一応漢字を習得したものには、読むにさして困難ではないのである。多少の困難はあるとしても、凡てのことに多少の困難のないものはないのであるから、この為に改定しなければならぬといふことは出来ない。

次に教育上の不便困難のことに就いてみよう。余は初等教育方面から、字音仮名遣は取扱上困難一方でないかのやうに聞くので、嘗て、その方面の人々にどこにどういふ困難の存するかについて、具体的に聞かせて貰ひたいと希望してゐる

が、遺憾ながら未だ成るほどと思はしめられたものがない。

先づ第一に聞きたいのは、今字音仮名遣が明治四十一年の文部省訓令の精神をよく汲んで取扱はれてゐるかどうかといふことである。この精神をよく汲んで、繩墨に拘泥せず字音仮名遣を教へるにしても、やはり不便困難一方ならずとされるのであるか、どうかも聞きたい。さうしてそれでも不便困難一方ならずとするならば、それはどういふところにあるかも聞きたいのである。或は答ふるであらう。読本に歴史的字音仮名遣が用ひてあるのに、それに拘泥するなといつても無理である。児童は従順正直なものであつて、飽くまで読本を正しいものとし、これに従はうとするから、教師が拘泥しまいとしても、児童は拘泥しないではをられない。従つてどこまでも歴史的字音仮名遣を記憶しようとする。記憶しようとする以上、大人でさへよくしないものが児童の為に困難なことはいふまでもない。拘泥するなといふのは児童の心持を解せず、又教師の立場を解しない註文であると。或はも一歩進んで、教育には一定の規範を必要とする。拘泥するな、いゝ加減に取扱へといふことでは、教育にはならないといふかも知れない。

これには一応の理由はあるとしよう。しかし、それだから、字音仮名遣そのものを改定しなければならぬと結論するのは早過ぎる。試みに余は小学国語読本の實際に就いて調査し

て見たことがある。小学国語読本がすべての点から見て、欠点のないものであり、又すべての点が十分な基礎の上に立つて作られてゐるものとは思はないが、今は暫くこれを基礎として初等国語教授に於ける字音仮名遣取扱の困難如何を考へることとする。

小学国語読本を取つて、巻一より巻八まで、即ち第一学年から第四学年にかけて、どういふやうに誤り易い字音仮名書きが教授されることになつてゐるかを調べて見ると、

八	七	六	五	四	三	二	一	巻
6	7	8	10	25	18	21	13	仮名書き 誤り易 き新出 字音 語数
13		18		43		34		
7	7	11	10	21	20	20	12	同上
14		21		41		32		漢字 数上
13	18	36	15					振仮名 新出語 音仮名 誤り易 漢字 の数
31		51		2				
142	156	176	160	141	93	61	21	新提示 漢字 数
298		336		234		82		

右の表のやうになつてゐる。一語一字の数の調べ誤りもないと断言し得る自信は持たないが、誤があつてもそれは極めて少数に過ぎないと信ずるから、これを基礎として考へることに不都合はないであらう。

さて此の表で見ると、小学校に於て字音仮名遣教授の困難の訴へらるべきは、第一学年、第二学年であつて、第三学年ではもう大したことはない。第四学年となると問題とするに足りない。第五、第六年の読本は調べて見ないが、第四学年を以てこれを推して知ることが出来るのである。

これを具体的にいふと、巻一で漢字数を教へること二十一字で、而も極めて字面の簡単なものに限つてある。然るに約その半数の十二字といふのが、誤り易い字音語の含む漢字の数であるから、これをそのまま漢字で教へるとすると、三分の一だけ漢字の提示数を増加することとなる。これは過当であるかも知れない。又その増加さるべき字音仮名遣を漢字にする、

郎、校、行、相、走、様、層、中、生、治、将、降

の十二字である。さてこの中、「行」、「中」、「生」の三字は字面が比較的に簡単で、巻一に出してある漢字中の目と較べて画の数も約同数で、形も比較的に見易いものであるから、これらは漢字に代へることが出来るとしても、外のものは、これらに較べると字面も多く、又形の記憶しにくいものもあるの

で、これを漢字に代へることには異論が多いかも知れない。故に三字を漢字に代へ得るとして、残りの九字だけ依然誤り易い字音仮名遣として、仮名書きのまゝに残ることとなる。次に巻二を見る、これも仮名遣の誤り易い字音語を漢字で挙げて見ると

方、遠、坊、当、自、縫、頂、形、病、上、急、中、  
所、事、障、子、頭、褒、貨、関

の二十字ある。巻二に新たに掲示された漢字中には「雲」、「雪」、「学」、「前」、「時」などが見えてゐるので、字画の数や形の難易から見て、「方」、「坊」、「自」、「頂」、「形」、「急」、「上」、「中」、「所」、「事」、「貨」などは漢字に代へられてもよからう。この十一字を減ずると、この巻も九字残ることとなる。巻三以下のことは暫く省く。

以上に依つて考へると、小学校国語読本巻一二を現在のまゝにして教へるとすると、字音語で誤り易いのは、語数で三十四語。漢字に直して三十二字。この三十二字は巻一二で提示されてゐる漢字の八十二字に対しては、相当の比率を持つのである。それでそれを直に漢字に引き直すことには相当の困難があるといふことになる。仮りに漢字に代へ得べき可能性を持つ、右の十四字を漢字に引き直すことと、十八字が仮名書きのまゝに残り、字音仮名遣の誤り易いものである。併

し十八は八十二に対して比率は相当に下るわけである。さうして巻一の誤り易い字音語の含む漢字の中、「郎」と「校」と「生」の三字は巻二に提示されてをり、「方」、「所」の二字は同巻二中に提示されてゐるから、現在のまゝにしても、これだけは第一学年を終ふると、字音仮名遣は忘れても差支なくなると考へることも出来る。以上は字音仮名遣教授に最も困難を感ずべきかに考へられる、第一学年について見たのである。第二学年になると、巻三、巻四で、仮名書きの誤り易い字音語の含む漢字の数は、四十一、これを同二巻の新提示漢字数の二百三十四字に対して見ると、比率の上では第一学年に比べて大に下つてゐる。この比率は順次高学年になるに従つて低下してゐるやうである。

これについて考へると、實際上誤り易い字音語数は存外少いのであつて、一二学年だけが問題で、以上の学年ではさしたる問題ではない。そこで小学国語読本を現在のまゝにして教授するとして考へて見よう。

一旦歴史的な字音仮名遣を記憶しても、それに相当する漢字が提示されるれば、字音仮名遣は直に不用に帰する筈であるから、順次に高学年に進むに従つて、字音仮名遣の困難不便を感ずることは少くなつて行くのである。今この通減の關係を小学国語読本で見ると、



	提示される漢字の数								
	総数	卷一	卷二	卷三	卷四	卷五	卷六	卷七	卷八
(卷一)	12	10	2	3	3	2	0	0	0
(卷二)	20	2	3	3	0	3	3	0	2
(卷三)	20	1	3	2	1	0	3	0	1
(卷四)	21	0	0	1	2	5	2	1	2
(卷五)	10	0	0	0	0	1	1	0	1
(卷六)	8	0	1	0	0	1	0	0	2
		4	7	8	9	4	1		

かういふやうに、一年々々と字音仮名遣は必要がなくなつて行く。そこで最後に残るものが問題であるが、卷一の残りの一つは「たいさう」の「さう」で、これに当てる漢字を「相」とすれば、それは卷五で消えるが、世には「層」の字も用ひてゐるから、「層」とすると、卷八までには消えないで残ることとなつてゐる。この「層」の字は臨時国語調査会の常用漢字案中にも在る字で、相当頻度数の多い字であらうから、卷十二までの中には当然用ひられてよい字である。卷二で残つてゐるのは、「坊」、「障」、「褒」、「貨」、に当る四語であるが、この四字も臨時調査会案の常用漢字中に在るもので、固より卷十二までに教へて然るべきものであらう。卷三で残るのは、「縁」、「層」、「競」、「蝶」、「員」、「条」、「障」、「労」、「龍」に当る九語であつて、前巻と重複するものが二語あるから、新しいものは七語である。その七語に当る漢字も亦現状では、普通教

育でどうしても教へておかねばならないものである。卷四では、「艘」、「援」、「童」、「郵」、「類」、「随」、「獵」、「屏」に当る八語が残る。この八字も凡て教ふべき漢字である。卷五は、「暴」、「恰」、「寅」、「寅」、「総」、「拍」、「構」、「剽」の七字で、「恰」、「寅」、「剽」の三字は教へなくても済むか知らぬが、他はどうしても必要である。卷六では、「増」、「粮」、「塵」、「瓢」、「籠」の五字、これらもほゞ同じことである。これを括めて考へると、小学校方面で国語教育上で字音仮名遣を打棄て置くべからざる国語教授の障害であるかのやうにいふのは、少くとも読本の上では大袈裟に過ぐる説であらう。併し字音仮名遣のことは、小学校では、他の学科の上にもあることであるから、もう少し広く調べなければ、十分には言へないが、恐らく調査して見ても国語読本の方と大差はあるまい。以上に依つて、字音仮名遣に印刷上、教授上に多少の不便困難は認められるが、万難を排しても、これを簡便化しなければならぬほど不便困難の多いことではないことが知られる。併し又多少にても不便困難のあることは疑はれないことであるから、それが他にさしたる不都合を生ずることなく改められるものならば、改めるも決して悪いことではないから、その辺のことも含んで、その方法をも問題として見よう。字音仮名遣を簡便化しようといふ論者の考へてゐる方法は、歴史的なるものを改めて、現在の発音のまゝを仮名で表記す

る方法にしようといふのである。さうすれば、成るほど歴史的なものより簡易便利にならう。併しさうすると、こゝに直ぐ問題になるのは、書く方ではその一種の発音式字音仮名遣に統一されるであらうが、読む方では歴史的と、表音的との二種の字音仮名遣の社会に存することにならう。今日までに社会に印刷され、書き残されてある国民必要の文献を悉く新定の発音式字音仮名遣に改めることは恐らく実行し難いことであるから、社会に二種の字音仮名遣の存在は避け難いこととならう。又教育上では現行制度の下では、中等学校ではこの発音式字音仮名遣新定以前の文を読むことになつてゐるから、中等学校以上ではすぐにこの二種の字音仮名遣を学習しなければならなくなるのである。實際上ではいづれにしても漢字に隠れてしまふから、大した問題ではないが、古典ものになると、どうしても歴史的発音仮名遣の知識なしにはどうにもならない場合がある。一体我が国には同一語が、漢字と仮名と二様に書きあらはせるのも余計なこととも考へられる（現代及び将来の国文は漢字交り文と昔言つた、仮名漢字併用されるものとして考へれば、漢字で書くべき語はこれ、仮名で書くべき語はこれと定めるが最も便利である。それをどちらでもよいとするのは、便利のやうで却て不便である。）のに、その仮名書きに又二種も設けるのは愈々煩はしくなるのであるから、仮名遣の如きは、實際上不便困難を感じて

ゐることが甚だしく、而もその不便困難は大多数国民が感じてゐるといふのでなければ、改めない方がよいと考へる。

それならば、字音仮名遣は現在のまゝに、歴史的なもののみを正しいと認めておいた方がよく、教育上でも、その一本道を通すがよいかといふと、余の考は必ずしもさうではない。余はこの両説を共に生かす方法を考へてゐる。

それはかうである。字音仮名遣は歴史的なものの唯一を正しいと認めておく。あらゆる書物、印刷物にはこれに従はせる。

さうすると、歌人、俳人が歌を書き、句をしるし、書家が仮名文を書く場合にも、その美感を損ずるやうに感ぜられてゐた、表音式仮名遣は用ひないことになるから、この方面からの従来の反対は消滅するであらう。それから、歴史的発音仮名遣に實際上不便困難を感じてゐる場合を考へると、

音声語を記憶して、それに相当する漢字を忘れてゐて、已むを得ず、これを仮名書きする時、(イ) 電報用文に字音語を用ふる時、(ロ) 初等教育初年級で仮名書き文を教へる時、(ハ)

が、私の考に浮かぶ。その他では前いつた通り通俗な読みもこの作者、印刷所の校正係が考へられる。

(イ)の場合も、統計的にいふことは出来ないが、今の義務教育終了者は、在学中に習得した漢字を相当数忘れてゐるといはれる。さうすると、その忘れてゐる漢字の中に又相当に誤り

易い字音語も含まれてゐることであらう。それを仮名書きにするには歴史的仮名遣では間に合はないから、字音仮名遣を簡易化するか、何かの方法が必要である。

(ロ)の電文の場合は、これを私の知つてゐるかぎりでいふと、歴史的仮名遣を正確に使つてゐる人は殆どない、又正確に使はうとも考へてゐない。電文は字数を少くする要があるから、字数が少くて用の達し得るやうに、仮名遣をも工夫してゐる人が多数である。例へば「朝鮮」と書く場合には、所謂発音式に「チヨウ」とすると三字となつて、場合に依つては料金の上で損をするから、歴史的字音仮名遣を取つて「テウ」と書いてゐる。但し歴史的字音仮名遣と意識して用ひてゐるかどうかは明かでない。又「明朝」といふやうな字音語は音にしてはまぎれ易いから、「あすあさ」といふやうに、穩かな正しい国語の使ひ方をすることが多い。かういふことは一般であるが、併し字音語も絶対に避けられるものではないから、やはり、一定したわかり易いものが定められるならば、便宜であるに相違ない。併し又その際にも字数の関係で絶対にその正しいと定められた書き方が用ひられるやうにはなるまい。(ハ)の場合について考へると、現今小学校、中等学校で教師が正當な教授法、試験法を誤つてゐることのある為に、歴史的仮名遣の困難を感ぜしめてゐることの多いことを知らねばならない。初めにいつた通り、文部省令に於て既に早

く、字音仮名遣を繩墨に拘つて教へて、児童を徒らに勞してはいけないと示してあるから、この令の意を十分に生かして取扱ふ工夫をすればよいのに、この令のあることすら忘れて、無理を児童に強ひてゐるの類があるとおもふ、訓導としては、読本中のまぎれ易い字音語は僅かばかりの漢字数のことであるから、確に記憶して置いて指導することは絶対に必要とおもふ。さうでなく、訓導がこれを知らずに、場合によつてまち／＼に書くやうでは、教育そのものに対する児童の信頼を少くするおそれがある。尋常料に仮名書きで出してある字音語數位の記憶は教師に取つては易々たることである。かくして、教師は平常正しく書いて、児童には強ひないといふ態度を取ればよい。さうすれば勿論試験問題や、書取りに歴史的字音仮名遣を出すの要はない。よし出して、以上の心構で見れば何の弊もない筈である。さうして一旦基本的な漢字で同じ言葉の書き方を教へたら、その漢字書きを正しい書き方として教授すべきである。(漢字問題のことはその項を見られたい。)かうして行つてこそ国語表記法の統一整理は行はれる。一つの言葉を書き表すに、漢字でも仮名でもよいといふことにすると、便利なことが書く方にあつても、見る方、読む方ではやはり不統一から来る不便を受けねばならぬ。それであるから、これはやはり統一的にすべきである。序にいふ国定読本にすら、往々この統一の欠けたところがあるやう

であるが、中等読本には一般社会の不統一をそのまま反映して頗る不統一になつてゐる。例へば仮名を多く用ふる山本有三君、武者小路実篤君の文章は仮名沢山で出てをり、又反対に漢字を多く用ふる人達の文章は漢字沢山で出てゐる。それで、全体から見ると、国語を文字に写し出す方法の上に統一がないといふことになつてゐる。これは文部省に於て考へて、苟くも教科書として検定する以上、かゝる区々の表記法は統一する方針を立つべきである。かうして小学校では、一旦漢字の表記法を以てすべき国語を漢字で教へた以上は、児童のすでに習得してゐる国語の仮名書き法は忘れてよいものと考へて、一切その字音仮名遣は書き取りにも出さず、試験問題にも出さないことを元則とすべきである。ところが、それが実際には行はれてゐないと聞く。需要供給と漢字で教へてゐるのに、その字音仮名遣を問ふやうな、混じり易い漢字音語の漢字を示して、それに仮名を振らせる書取を課するやうな人があると聞く。さうして誤り易い漢字音語を並べて、字音仮名遣を付けさせる試験問題を出したりするに至つては沙汰の限りといふべきである。これではまるで文部省訓令を無視してゐるばかりでなく、その人の国語上の識見を疑はせるのである。

かやうに教師の考へ方を改めると、字音仮名遣で児童を苦しめることは、さして大きくはあるまいと思ふのであるが、併

しいくらかの困難は否定されない。それ位の困難はいかなることを学ぶにしても伴ふべきことであるから、碁の捨て石同様に心得て我慢させるがよいといふのも、一つの考へ方であるが、又若しこの困難を取り除く適当な方法があるならば、寧ろその方法を実行するがよいとも考へられる。それで、ここに一つの案を述べる。

その方法といふのは、国語の発音符号を制定して、それを仮名遣の外に存在させるといふことである。これは字音語にのみ適用するものでなくして、一般の国語にも、適用すべきものとする。

さてその発音符号をどう定めたらよからう。我が国には仮名に片仮名、平仮名の二種があり、さうして一般の書きもの、印刷物には平仮名が用ひられてをり、片仮名は法律とか官省の公文書類とかの少数の場合に用ひられる慣例になつてゐるが、これらをすべて平仮名に一定して、片仮名をば、外国語の音を表すに用ひてゐる現状を拡張して、国語の発音符号にも適用することとし、さうしてその表記法を一定しようといふのである。その発音符号とする音の表記法は臨時国語調査会の仮名遣案を採用するか、もつと表音的に徹底的なものにするか。調査した上確定するがよい。しかし、国語法上の仮名遣とは認めず、単に発音符号とする以上、徹底的に、合理的で、且便利な方法を採用するもよからう。仮名遣でなく、発

音符号としてならば假令棒引でも反対する人はあるまいと思ふ。

かういふものを制定すれば、字音語の場合は漢字で書く時は、その振仮名の代りにこの発音符号が用ひられることとなる。さうすると、平仮名より片仮名の方が字画が簡易であるから、振仮名の視力を害することも、活字難も幾分緩和されるであらう。さうして、字音語の漢字を忘れた人のこれを仮名書きにする場合には、西洋語を片仮名で発音通りに書いて国文中に入れるのと同様に書くこととする。例へば「蝶」に振仮名をする場合には「蝶チヨウ」とし、漢字を忘れた場合には「チヨウ」として、本文中に入れるのである。併し「蝶」を仮名書きにして本文中に書く場合には「てふ」とするのである。

又これを国語に適用する場合には、或辞書にあるやうに、「かれひカレヒ」などとすれば仮名遣とその発音とを同時に教へる便利にもなる。外人に教へ、又児童に教へる場合には、「いふイフ」としてよい。又これを国定読本に適用する場合には、本文中には字音語の仮名書きも、国語の仮名書きも、すべて歴史的な仮名遣を平仮名で出す。さうして上欄に片仮名でその発音符号を出しておくといふやうにする。又現在振仮名附で出している漢字語の類にも、上欄にその発音符号を出しておくこととする。かうして教へれば、二様の仮名遣を存在せしめずして済むし、又一方には国語の教授を便利にすることとな

る。

かうすることの今一つの重大なる利益をいはう。それは東亜新秩序の建設に邁進してゐる我が国に取つては、今日日本語の海外進出は重大問題である。然るに外地各地に於ては、国語の表記法が区々になつてをり、不統一である上に、内地と違つてゐる。即ち内地では歴史的仮名遣を用ひてゐるのに、外地では発音式仮名遣を用ひてゐるので、折角学んでも内地の新聞雑誌が読めないといふ結果を見てゐる。さうかといつて、外地では到底歴史的仮名遣では教へられない実状であると訴へられてゐる。そこで右の方法を用ふると、内外の統一も出来て、学んだものが役に立つこととなるのであるから、日本語の海外進出にも大に便宜である。往々外地から、日本語を外人に授けるのに歴史的仮名遣では困るから、内地の仮名遣を改めろといふ要求があるが、単に外地の必要の為に内地の仮名遣を改めることは、本末の顛倒で、到底行はれ難いことであるから、かういふやうな、内外の要求を満足させるといふ一案が、この為にも必要であると考へるのである。